

○歴史文化資産の総合的な保存・活用

関連文化財群とは、多種多様な歴史文化資産を、テーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉え、相互の関連性や面的な魅力を引き出し、より効果的な保存・活用につなげるために設定するものです。

本市の歴史文化を特徴づけ、地域の個性を捉えるうえで特に重要なテーマから2つの関連文化財群を設定します。市民がより親しみを感じて、これらを活用した取組や行事へ参画し、将来的な担い手育成につなげることを目指します。

【関連文化財群1】 東海道がつなぐ交流

本市を東西に貫く東海道は、奈良時代に律令制度のもとで整備されたのが始まりで、中世には鎌倉と京を結ぶ重要幹線となり、戦国大名の軍勢が往来しました。江戸時代に東海道五十三次が整備され、街道や宿場町は、現代の藤枝のまちの形成の礎となりました。各時代において、街道を行き交う全国の人や文物などが、本市の土地柄と住む人々と交わり、その影響を受けながら、特徴的な東海道がつなぐ交流の歴史文化が生み出されました。



大旅籠柏屋



瀬戸の染飯（復元）

【関連文化財群2】 茶文化がつなぐ交流

茶の生産と流通では、主要産地である市内北部の山地と、流通の拠点である茶問屋が所在する市街地とが深い関わりをもちました。北部では峠を越えて大井川中・上流域（川根本町）や藁科川上流域（静岡市）と、南部では大井川の下流域を南下する街道によって駿河湾沿いの地域（焼津市・吉田町・牧之原市）と結びつきました。茶の輸出では、海外との直接貿易という新進気鋭の取組もなされ、茶文化でつながる南北の交流、さらに世界へとつながる歴史文化の特徴となっています。



シカゴ万博の賞状 手揉製茶部門特別賞

○歴史文化資産の防災・防犯

歴史文化資産の保存・継承において想定されるリスクは、地震のほか、台風・大雨による風水害・土砂災害などの自然災害に加え、火災や原子力災害、盗難、虫害、獣害、腐食・カビ等による劣化などがあります。

関係機関と連携しながら、文化庁のガイドラインや県が作成している『静岡県文化財防災マニュアル』をふまえ、「藤枝市地域防災計画」に沿って、防災・防犯に取り組めます。

○歴史文化資産の保存・活用の推進体制

| 行政（市） | 専門家（専門機関） | 防災・防犯のため連携を図る機関 |
|--|--|--|
| ◎文化財課（文化財担当、藤枝市郷土博物館・文学館） 文化・観光・教育・茶業振興・地域振興・防災などの分野の担当部署 | 藤枝市文化財保護審議会 藤枝市博物館協議会 建造物・天然記念物等の文化財専門家団体 大学・研究機関等 ほか | 志太消防本部 藤枝警察署 静岡県文化財等救済ネットワーク 日本博物館協会 静岡県博物館協会 ほか |
| 行政（国・県） | 市民・団体 | |
| 文化庁 静岡県文化財課 ほか | 文化財所有者・所有団体 駿州の旅日本遺産推進協議会 博物館ボランティア ほか | |

【発行】藤枝市 スポーツ文化観光部 文化財課



〒426-0014 静岡県藤枝市若王子500
 藤枝市郷土博物館・文学館
 TEL:054-645-1100 FAX:054-644-8514
 Mail:bunkazai@city.fujieda.shizuoka.jp



藤枝市文化財保存活用地域計画【概要版】

令和5年(2023)7月

○藤枝市文化財保存活用地域計画とは

藤枝市は北西部の約3分の2が山地、南東部の約3分の1が志太平野という地形と、平野部を東西に通過する東海道、駿河国の西端という立地の特徴が、歴史文化を育ててきました。これまで、国史跡の志太郡衙跡、田中城跡をはじめ藤枝市郷土博物館において多くの歴史文化資産を保存・活用してきました。これらを適切な保存により確実に継承するとともに、多様な歴史文化資産を総合的・一体的に捉え、地域の個性として活用を推進するため、その方向性と取組の内容を示すマスタープランかつアクションプランとして作成した計画です。

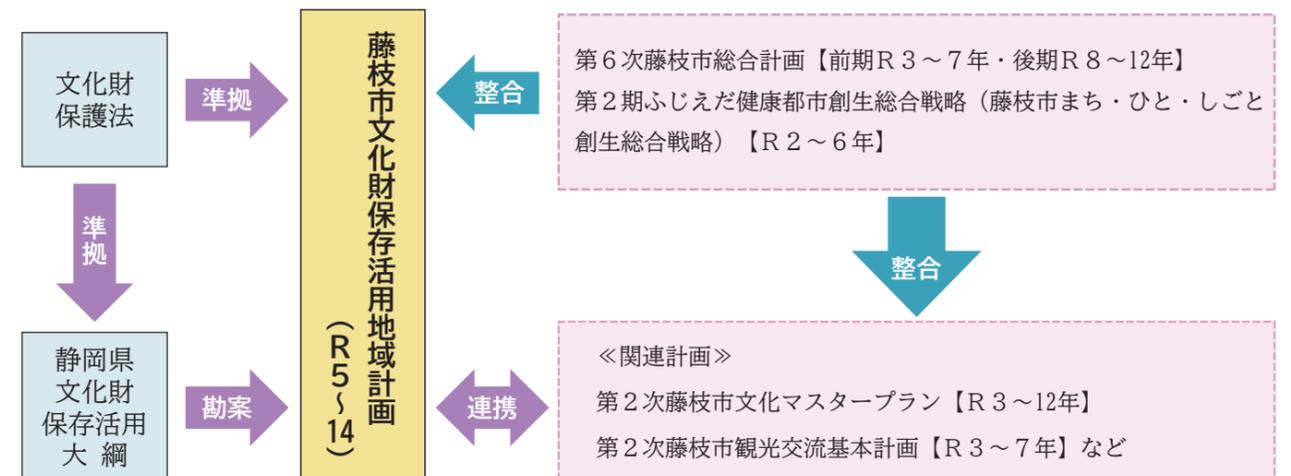


歌川広重画 藤枝人馬継立図

【計画期間】令和5～12年度（8年間）

【計画の位置付け】

本計画は、「藤枝市総合計画」「ふじえだ健康都市創生総合戦略」で掲げる目標に沿って、本市の歴史文化資産の保存と活用に関する分野別計画として作成するものです。関連する計画との整合性を図りながら、目指す方向性や中・長期的な観点から計画的・継続的な取組の実施を促進し、多様な人材が参画した、地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承を推進します。



○藤枝市の歴史文化資産の概要

本計画の対象は、文化財保護法第2条に規定される有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6つの類型を基本とするほか、埋蔵文化財・文化財保存技術について対象とします。文化財保護法に規定された類型以外にも、地名や伝承など地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産についても対象とします。

国や地方公共団体に指定等されたもののほか、未指定文化財及び類型以外の文化的所産も含め、本計画においては「歴史文化資産」と称します。

| 種別 | 国 | | 県 | | 市 | | 小計 | 合計 |
|-------------------|-------|----|-------|-------|-------|----|-----|----|
| | 指定・選定 | 登録 | 指定・選定 | 指定・選定 | 指定・選定 | | | |
| 有形文化財 | 建造物 | 0 | 14 | 0 | 8 | | | 22 |
| | 美術工芸品 | 0 | 0 | 4 | 35 | | 39 | 39 |
| | 計 | 0 | 14 | 4 | 43 | | | |
| | 絵画 | 0 | 0 | 0 | 1 | | 1 | |
| | 彫刻 | 0 | 0 | 0 | 14 | | 14 | |
| | 工芸品 | 0 | 0 | 2 | 4 | | 6 | |
| | 書跡・典籍 | 0 | 0 | 1 | 4 | | 5 | |
| | 古文書 | 0 | 0 | 0 | 8 | | 8 | |
| 考古資料 | 0 | 0 | 1 | 0 | | 1 | | |
| 歴史資料 | | | 0 | 4 | | 4 | | |
| 無形文化財 | 0 | 0 | 0 | 1 | | 1 | 1 | |
| 計 | 0 | 0 | 3 | 6 | | 9 | 9 | |
| 民俗文化財 | 0 | 0 | 0 | 1 | | 1 | | |
| 無形の民俗文化財 | 0 | 0 | 3 | 5 | | 8 | | |
| 記念物 | 2 | 0 | 8 | 20 | | 30 | 30 | |
| 計 | 2 | 0 | 1 | 13 | | 16 | | |
| 遺跡（史跡） | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | | |
| 名勝地（名勝） | 0 | 0 | 7 | 7 | | 14 | | |
| 動物・植物・地質鉱物（天然記念物） | 0 | 0 | | | | | | |
| 文化的景観 | 0 | | | | | | 0 | |
| 伝統的建造物群 | 0 | | | | | | 0 | |
| 合計 | 2 | 14 | 15 | 70 | | | 101 | |

※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 2

【日本遺産】

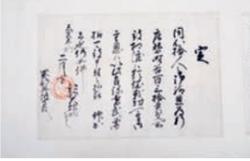
「日本初「旅ブーム」を起こした弥次さん喜多さん、駿州の旅～滑稽本と浮世絵が描く東海道旅のガイドブック（道中記）～」江戸時代の東海道五十三次で市域に所在する藤枝宿・岡部宿と、宇津ノ谷峠を挟んで市域東側で接する静岡市の6宿を併せ、8宿にまたがる東海道ゆかりの35件の構成文化財により、江戸時代の旅に焦点を当てたストーリーが日本遺産に認定されています。



歌川広重画 岡部宇津之山

○藤枝市の歴史文化の特徴

本市の歴史文化は、山岳地・丘陵地・平野で、それぞれの地域に応じて営まれた多彩な暮らしや生業が、街道や交通で市内外と結びつき、関わり合いながら形成されてきました。その特徴を8つの項目で捉えます。

| | |
|--|--|
| <p>1 古代の志太郡・益頭郡と郡役所の風景</p> <p>奈良時代に始まる志太平野の中心的役割と東海道</p>  <p>志太郡衙跡</p> | <p>5 町と村の暮らしと祈り</p> <p>地域に根差した伝統の祭り、自然とともに暮らす知恵と災害への備え</p>  <p>高根白山神社古代神楽</p> |
| <p>2 中世の武士と山城 駿河今川氏のルーツ藤枝</p> <p>岡部氏・朝比奈氏の発祥、駿河今川氏発展の始まりの地</p>  <p>岡部家文書</p> | <p>6 明治の技術と近代化 ふじえだ鉄道遺産</p> <p>先進的なトンネル開通、鉄道駅開業、軽便鉄道、交通網の中心地へ</p>  <p>軽便鉄道 機関車B-15</p> |
| <p>3 志太平野の拠点 家康ゆかりの田中城</p> <p>戦国大名今川・武田・徳川の田中城争奪戦、家康が愛した鷹狩と田中城</p>  <p>史跡田中城下屋敷</p> | <p>7 藤枝から世界を目指した茶産業</p> <p>外国との茶の直接貿易への熱意、三大産地となった玉露</p>  <p>玉露生産の茶畑</p> |
| <p>4 江戸の東海道駿州の旅 宇津ノ谷峠をめぐる歴史と文化</p> <p>東海道を行きかう人と文化の交流で発展するまち</p>  <p>旧東海道宇津ノ谷峠越</p> | <p>8 文武両道の藤枝 文学とサッカー</p> <p>田中藩校日知館の教えは文武両道、ゆかりの文学者とサッカーのまち</p>  <p>村越化石句碑</p> |

○歴史文化資産の保存・活用の基本理念

本市の歴史文化資産と歴史文化の特徴を、本市の個性をあらわす地域ブランドとして位置付け、これらの保存と活用の取組を推進します。これらを藤枝ブランドとして活かし、市内外への発信及び本市への来訪者の拡大によって活発な交流を生み出すことで、まちの賑わい創出につなげることを目指します。このような姿の実現のため、次の基本理念を掲げます。

【基本理念】
 東海道と山・里・まちが織りなす歴史文化を
 藤枝ブランドとして活かし、交流を生み出すまち

○歴史文化資産の保存・活用の基本方針

この基本理念を実現することを目指し、歴史文化資産の保存と活用の取組は4つの基本方針で進めます。

| | |
|--|--|
| <p>基本方針1 地域の宝の掘り起こし（把握する）</p> | <p>基本方針3 関わる人の輪を広げる（人材を増やす）</p> |
| <p>基本方針2 後世に守り伝える（保存する）</p> | <p>基本方針4 魅力を活かす（活用する）</p> |

○歴史文化資産の保存・活用に関する方針と措置

| 基本方針 | 課題 | 方針 | 措置の例 ※番号は計画書記載の事業番号 |
|-----------------------|---|---|---|
| 【1】地域の宝の掘り起こし（把握する） | ①歴史文化資産の調査 ②歴史文化資産の再評価 ③所蔵資料の整理  郷土博物館収蔵資料 | ①歴史文化資産の調査の推進 ②歴史文化資産の再評価による価値付け ③所蔵資料の整理による情報の継承  藤枝市郷土博物館・文学館 | 1 藤枝市史編さん事業の追加調査 旧岡部町地区などで把握調査が未実施の古文書や民俗文化財等の、歴史文化資産の追加調査を行う。 2 民俗文化財の詳細調査 岡部町殿の虫おくり、朝比奈和紙。宇津ノ谷地域の民俗行事など市史編さん事業で概要把握した民俗行事の詳細調査を実施する。 |
| 【2】後世に守り伝える（保存する） | ①指定等による保護の推進 ②所有者との連携 ③計画的な修理・整備 ④整備した施設の適正な維持 ⑤歴史文化資産の散逸・滅失 ⑥埋蔵文化財の保存 | ①指定等による保護の拡充 ②所有者との連携を強化 ③計画的な保存修理の実施 ④整備した施設の適正な維持の継続 ⑤歴史文化資産の散逸・滅失の予防 ⑥埋蔵文化財の適切な保存 | 14文化財所有者等の連絡体制の構築 定期的に保存・管理の状況を把握できるよう、所有者との連絡体制を強化する。 26博物館資料収集事業 未指定の文化財で、地域に根差した歴史文化資産を語るうえで欠かせないものは博物館資料として収集し、そのほかは記録を作成して保存を図る。 |
| 【3】関わる人の輪を広げる（人材を増やす） | ①市民団体と連携した保存・活用 ②市民への情報発信 ③地域の伝統文化の継承支援 ④学校教育・社会教育との連携 ⑤保存・活用を担う体制の強化 | ①市民団体と連携した保存・活用の体制構築 ②市民への情報発信の強化 ③地域の伝統文化の継承支援の充実 ④学校教育・社会教育との連携の推進 ⑤保存・活用を担う体制の質的向上 | 28地域で活動する団体との連携した史跡の活用 史跡保存会や史跡を拠点に活動する市民団体と連携して、イベント等を開催し、史跡の賑わいを創出する。 38小・中学校の地域学習との連携 博物館や史跡での校外学習で連携し、身近な歴史文化に触れる機会を創出する。 |
| 【4】魅力を活かす（活用する） | ①発信力の強化 ②体感する機会の創出 ③博物館機能の強化 ④観光との連携 ⑤まちづくりとの連携 ⑥公開施設の活用  朝比奈大龍勢 | ①発信力の強化 ②体感する機会となる場の提供 ③博物館機能の強化とリニューアル ④観光との連携による来訪者拡大 ⑤まちづくりと連携した活用 ⑥公開施設の活用による情報発信 | 51伝統行事と観光の連携 朝比奈大龍勢、飽波神社大祭の奉納踊りを含む「藤枝大祭り」を、本市を代表する観光イベントとして来訪者拡大を図る。 61東海道ブランド化の推進 日本遺産をはじめ、旧東海道やその周辺の地域資産を活用したイベントや魅力の発信により、認知度の向上やブランド化の促進を図る。 |